自民党県議団　議会だより

代表質問

福岡県の９月定例県議会は10月14日、全議案の採決を終えて35日間に及ぶ長丁場の全日程を閉会した。

会期中、わが会派の代表質問には、吉田健一朗議員（古賀市選出）が立ち、本県経済の動向と県税収入見込みをはじめ、教育委員の選任問題、令和３年８月の豪雨災害対策など当面する県政の重要課題について大綱９項目にわたり、知事をはじめとした県執行部に幅広く言及した。

また、一般質問には、わが会派から長裕議員（福岡市東区選出）をはじめ総勢11人が質問に立ち、多面的角度から県政の課題をただした。

なお、年末の12月定例県議会は12月１日に開会予定で、会期20日間で開かれる予定。

吉田健一朗議員の代表質問の質疑要旨は次の通りです。

―教育委員の選任について

教育長　私としても、空席となっている教育委員については、できるだけ早く議会の同意をいただいた上で、選任することが望ましいと考えている。

現在、教育庁において、空席の教育委員の候補者を検討していると承知している。

教育庁から候補者の推薦があったら、人選について検討・判断の上、できるだけ速やかに議会に提案をさせていただきたいと考えている。

―重視すべき観点と今後の取組について

知事　４月14日の知事就任以来これまで、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に全力を挙げて取り組んできた。新型コロナウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であることから、感染拡大を防止するためには、基本的な感染対策の徹底とあわせて、人流を抑制し、人と人との接触機会を低減させることが重要である。

このため、県では、県民に対する不要不急の外出自粛の要請や感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の強化等を図ってきた。

特に飲食店の皆様には、営業時間の短縮や酒類の提供自粛など、度重なる厳しい要請にもかかわらず、全体の約98％、２万６，０００以上の店舗に御協力いただいている。

医療提供体制については、効率的な運用を図るため、今回のいわゆる第５波においては、陽性が判明した段階から直ちに血中酸素飽和度を用いたトリアージにより入院調整を的確に行うよう改善した。

その結果、これまで以上に個々の症状に応じて適切な医療を提供することが可能となり、重症化の抑制や病床の効率的な運用につながっている。

第５波では病床使用率が上昇し、入院治療が必要な方の受入先の調整に時間がかかることが懸念されたため、８月31日、入院待機者に酸素投与等の処置を行う酸素投与ステーションを福岡地域に設置した。

今後の感染拡大に備え、福岡地域に加えて、北九州地域及び筑後地域でも設置を進めていく。

代表質問中の吉田健一朗議員

―認証制度の推進について

知事　ワクチン接種が進み、重症化を防ぐ効果が確認される中で、我が国はウィズコロナの入口に立っているものと認識している。

このような中、先般、国は現在適用している様々な日常生活の制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた考え方を示し、その中で、飲食店については、第三者認証制度の活用方法を検討するとしている。

検討にあたり、国は、飲食店やイベントにおける人数制限等の部分的緩和を行う技術実証を10月以降、行うことを明らかにした。

本県の認証制度は、利用者が安心して飲食店を利用できるよう、県独自の認証基準で飲食店の感染防止対策の実施状況を現地で確認し認証するもので、調査員やアドバイザーが助言・指導することで、認証の取得を支援している。

現在の認証状況は、９月14日時点で、７，５０９店舗から申請があり、延べ２，９９７店舗の現地調査を行い、１，２３７店舗を認証したところ。

先に述べたとおり、国において活用方法を検討するということを踏まえると、この認証店を早期に増やす必要があり、既に申請された７，５０９店舗は、９月中に調査を完了するとともに、今後の新たな申請にも迅速に対応し、するため、調査員の増員を図って速やかに認証していく。

なお、基本的対処方針では、感染が下降傾向にある場合には、まん延防止等重点措置区域における第三者認証制度の活用について、知事の判断で酒類提供や営業時間の緩和が可能とされたことから、早急に対応を検討していく。

―今回の大雨災害の被害状況と県の対応について

知事　県では、８月11日に県内で大雨警報が発表されたことを受け、直ちに災害警戒本部を設置した。

今回の災害では、避難が必要な新型コロナウイルス感染症の自宅療養者及び濃厚接触者の情報把握に努めるとともに、避難所における感染拡大を防止するため、自宅療養者については宿泊療養施設で受け入れた。

また、久留米市、八女市及びみやま市に対し、いち早く災害救助法の適用を決定し、被災された方に対する速やかな応急救助を実施した。

―今回の大雨災害に対する支援について

知事　私も、先月22日に議長、副議長とともに、久留米市や大刀洗町などの現地を視察した。

その際、生産者の方から、コロナ禍により需要が減少し、販売単価が下がっており、経営的に厳しい状況にある。その上に、今回で、５年連続６回目となる被災を受け、資金的にも困窮しているという切実な声をお聞きした。

―収入保険制度等への加入推進について

知事　県では、これまで、収入保険制度の実施主体である農業共済組合と連携し、農協の生産部会や農業者の集まりなどにおいて、加入を呼びかけてきたが、８月１日時点の加入率は、加入の要件である青色申告者の約16％と、未だ低い状況にある。

このため、新たに、農業者や漁業者の方が来期の収入保険に加入する際の保険料の一部を県が助成することを検討しており、必要な予算を、明日今後速やかに、追加提案をさせていただきたいと考えている。

―今回の大雨による被災箇所の復旧について

知事　公共土木施設や農地・農業用施設などの復旧については、現在、災害査定に向けた準備を進めている。あわせて、早期の復旧を図るため、県議会と一体となって国に対し災害査定の効率化を要望し、先般承認された。

―排水ポンプ車の稼働状況及び配備体制の強化について

知事　本県では、排水ポンプ車を、福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後南部地域にそれぞれ１台ずつ、筑後北部地域に２台、合計６台配備している。

今年８月の大雨では、久留米市、八女市、飯塚市など、市町村の要請に応じて、本県が保有する排水ポンプ車６台すべてが出動した。

更なる迅速な対応がとれるよう、また、県民のみなさまの安心にもつながるよう、排水ポンプ車をさらに６台導入し、体制強化を図りたいと考えている。

―「流域治水」の取組状況と河川整備の加速化について

知事　県としては、５年連続の大雨被害を踏まえ、流域治水プロジェクトに位置付けられている河川整備について、河道掘削や堤防嵩上げの前倒しを行うとともに、「防災、減災、国土強靭化のための５カ年加速化対策」の予算などを活用して、更なる加速化に取り組んでいく。

また、今回の大雨で、県境を越えた災害対策の重要性を再認識したことから、国、佐賀県、福岡県からなる「筑後川水系（長門石地区）浸水対応調整会議」を設置したところであり、県境地域の防災体制の強化にむけた協議を進めていく。

―昨年度の県税収入の決算について

知事　令和２年度決算は、２月補正から67億円増の６，３２２億円となり、当初予算からは、3.6％、２３４億円の減となったものの、令和元年度決算と比べると、1.3％、78億円の増となった。これは、地方消費税の税率引上げの影響により、２９５億円の増収があったことによるものである。

―本県経済の現状と今後の動向について

知事　本県の状況については、輸出は、基幹産業である自動車産業を中心に回復しており、本年２月は前年比プラス４％であったが、７月には前年比プラス29％と増加している。また、企業の設備投資の計画は前年度実績を上回っている。

先行きについては、国の景気の見通しと同様「感染の拡大防止とワクチン接種を促進するなかで、各種経済対策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、今後の感染状況による下振れリスクに十分注意する必要がある」と考えている。

―今年度の県税収入の見込みについて

知事　７月末現在の県税収入の実績額を見ると、県税全体で前年度同月比１０５．２％となっており、現時点では、当初予算を上回る水準で推移しているところである。

しかしながら、依然として感染拡大による下振れリスクもあることから、今後とも、経済情勢を注視しながら、年度後半の県税収入を左右する11月における法人二税の中間申告の状況、消費税の納付状況を注意深く見極めていきたいと考えている。

―今後の財政運営について

知事　財政調整基金等三基金の残高は、令和２年度末で平成以降最少の３１５億円となり、今年度末は現時点で３３２億円と見込まれている。これは、財政改革プランの見込額４５０億円を大幅に下回る額となっており、大変厳しい財政状況にある。

次期財政改革プランにおいても、歳入歳出両面からの改革措置を講じることで、計画的に財政健全化を進めるとともに、税源を涵養する好循環を生み出し、基金残高の回復を図っていきたい。

引き続き、国だけでなく県単独事業も含めたコロナ対策が本県の財政に与える影響を見極めながら、その負担ができるだ

け小さくなるよう、国の財源を最大限活用していく。

―違法盛土に対する県の対応について

知事　本県では、条例を制定し規制をしているが、罰則の強化などさらなる規制を強化するためには、土砂の埋め立てに関する法制化が必要なことから、全国知事会を通じ要望しており、今年の秋の国への提言においても、新たに重点項目の一つとして要望していく。

―「盛土による災害防止のための総点検」の具体的な内容と県の役割について

知事　先月11日付けで、国から都道府県に対し、盛土による災害防止のために、盛土の把握と点検を行うよう依頼があった。

今後、県と市町村は、把握した盛土のうち、国が重点点検箇所と位置付けた盛土等について、許可・届出等の内容と現状の相違などを現地で点検し、その結果を県が取りまとめて国に報告する予定である。

―盛土の調査、点検作業に係る庁内情報共有体制について

知事　盛土の調査、点検作業の実施に当たっては、防災危機管理局が事務局となり、環境部、農林水産部、県土整備部、建築都市部の関係各課で構成する庁内連絡会を設置した。

この連絡会において、国からの依頼に基づき実施している総点検に関して、関係各課が行う点検の実施状況や、是正措置が必要な盛土の安全対策に関する検討状況の情報を共有することにより、総点検を迅速・円滑に行っていく。

―庁内情報共有体制の継続について

知事　今回の総点検の過程で、災害発生の危険性を有する盛土の存在が判明した場合、県は、法令等に従い、是正措置が講じられるように対応する必要がある。

今回設置した庁内連絡会を今後も継続し、これらの情報を共有するとともに、盛土の安全性の確保に関する地域防災計画の見直しを検討するなど、防災・減災対策に役立てていく。

―次期交通ビジョンの目指すべき姿について

知事　次期総合計画の方向性や状況の変化等を踏まえ、次期交通ビジョンについては、①まずは、ポストコロナを見据え、空港の機能強化や、地域を結ぶ道路ネットワークの強化等により、『世界を視野に九州・山口の一体的発　展を支える交通ネットワーク』をつくっていく。②次に、次世代自動車やＩＣＴを活用した交通システムの普及等により、『未来を見据え、「デジタル」「グリーン」な交通』を展開していく。③また、厳しい環境にある地域公共交通の維持・確保等に取り組み、『住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる持続可能　な交通』をつくっていく。④そして、道路法面の崩壊等を未然に防止するための防災対策、橋梁や主要ターミナル駅等の交通施設の耐震化の推進等により、『強靭で安全安心な交通を確保』していきたい。

―次期交通ビジョンの実効性を高める取組について

知事　交通は、経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である。交通ビジョンは、この交通に関する様々な施策を推進するための計画であり、実効性のあるものとしていかなければならない。

このため、行政機関、県議会、有識者、そしてＪＲ九州や西鉄をはじめとする交通事業者といった様々な関係者が協働し、一緒になってビジョンを策定していくこととしている。

―県内の産業用地の確保について

知事　本県の分譲可能な公的産業用地については、「新松山臨海工業団地」の分譲を開始した平成27年度には、32団地、約１６０ｈａあったが、「ユニ・チャームプロダクツ」や「資生堂」など１３１社の立地により、現在は12団地、約46ｈａと減少している。特に、10ｈａ以上の用地は２団地のみとなっており、大規模な用地が不足している状況である。

県としては、市町村と連携して、これらの条件に対応する用地の選定と整備を早急に進める必要があると考えている。併せて、市町村による整備も促進しながら、今後５年間で１００ｈａ程度の新たな公的な産業用地の整備着手を目指していく。

―直方・鞍手新産業団地の整備について

知事　データセンターは、自動運転や遠隔医療など、データ伝送の僅かな遅延も許されないビジネスに不可欠なインフラである。県としては、積極的にデータセンターを誘致したいと考えており、先日の政府予算に対する提言・要望にあたり、県議会とともに、国に対し、本県の潜在力を積極的にアピールし、誘致に取り組む考えを伝えたところである。

直方鞍手地域は、大きなデータの需要地である福岡市と北九州市の中間に位置し、過去に大きな災害による被害もなく、また、九州自動車道のインターチェンジに近く、交通の利便性も高いため、データセンターの拠点として有力であると考えている。

―ＤＸについての認識と、県の取組について

知事　今後、行政と民間が連携して、社会全体でＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を強力に進めていくことが、極めて重要であると考えている。

県では、本年４月に、情報政策課内に「デジタル戦略推進室」を設置して、本県のデジタル化に向けた取組を強化し加速させることとした。

まずは、①行政手続きのオンライン化を強力にすすめるとともに、②ＩＣＴを高度に使いこなす次世代人材の育成や、③最新技術を駆使した付加価値の高い新たなサービスや製品の創出支援、④さらには、デジタル化に対応困難な県民の皆さんに対してのフォロー等に取り組んでいくことを考えている。

―県と市町村のＤＸに必要な取組について

知事　新型コロナウィルス感染症への対応の中で、県や市町村での行政手続のオンライン化による県民の利便性の向上やデジタル化による業務の効率化などを更に加速させることが求められている。

そのため、県では、先ほども申し上げましたが、まずは、県の行政手続のオンライン化を強力に進めることとしており、全部局の手続のうち、法令等の改正が必要なものを除いた約４，８００の手続について、来年度の早い時期までに全てオンライン化することとしている。

現在大きな課題となっているのは、デジタル化を通じて行政の業務を改善したり、地域振興にデジタル技術を活用できる人材が不足していることである。

今後、県では、それぞれの市町村のＤＸの推進を担う人材の育成・確保の取組についてもしっかり支援していく。

―中小企業のＤＸについて

知事　「福岡県中小企業生産性向上支援センター」では、経験豊かなアドバイザーを中小企業に派遣し、現場の実態や体力に合わせた業務プロセスの改善提案からシステム導入まで、一貫した支援を行っている。

また、デジタル化を進めるためには、社内の人材育成が必要なことから、中小企業の経営者トップ、中堅リーダー、現場技術者を対象とした階層別の研修を行っているところである。

―「ＤＯＣＯＲＥ」に対する支援の成果について

知事　県では、県内各地の中小企業や小規模事業者の販路拡大を目的に設置された、博多マルイ２階の常設店舗「ＤＯＣＯＲＥ」に対して、一昨年度から支援を行っているところである。

「ＤＯＣＯＲＥ」では、商品デザインやブランディングの専門家がアドバイスを行い、これまで、中小企業が工夫を凝らした６００を超える商品を販売してきた。

―これまでの不登校対策の成果と課題について

教育長　県教育委員会では、①未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援の取組、②スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置、③信頼関係のある教員によるマンツーマン方式による支援など、学校が中心となった不登校対策に取り組んできた。

このような取組により、令和元年度において、不登校児童生徒の割合は、全国平均が約47％に対して、本県は約49％、また、不登校児童生徒の学校復帰率は、全国平均が約23％に対して、本県は約28％となっている。これらは、本県の学校における取組の成果であると考えている。

―今後の不登校対策についての抱負と具体的な取組について

教育長　県教育委員会では、これまでの不登校対策の成果と課題を踏まえて、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを引き続き支援の基盤としつつ、多様で適切な教育環境を確保し、不登校児童生徒の意思を尊重した支援を実現することを目指し、『福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン』の策定に取り組む。

―新設県立特別支援学校における地元自治体や大学等と連携した取組について

教育長　設校３校については、いずれも設置場所となる糸島市、宗像市及び福岡教育大学や早良高校と連携を図り、地域の期待に応える教育活動を展開していきたいと考えている。

―直方特別支援学校の教室不足への対応方針と今後の県立特別支援学校の教育環境の整備について

教育長　直方特別支援学校の児童生徒数については、改めて推計を行ったところ、整備方針策定時の見込みを上回っており、これに伴い、不足教室数も増加し、令和７年度時点で30教室程度が不足する見込みである。

このため、現在、仮設校舎の設置や会議室等の普通教室への転用により対応しているが、今後、増築等を検討していきたいと考えている。

―中間市の保育園における死亡事案について

知事　当該保育園は、①事故防止や安全対策について、園長をはじめとした管理職員による危機管理体制の不備②園児の安全確認に対する各職員の意識の欠如と連携体制の不備③保護者との日頃からのコミュニケーションの欠如が見られ、これらが発生の原因であったと認識している。

―保育所に対する監査について

知事　県で毎年実施する、保育所に対する指導監査においては、保育所の運営基準を定めた県条例や国の保育指針に基づいて、①児童に対する処遇、②保育所の運営管理、③施設の会計管理等について検査しているところである。

当該園も、同様に監査してきたが、事故防止研修の内容やマニュアルの運用状況まで踏み込んだ確認には至っていなかった。

今回の事案を受け、子どもの安全管理にかかる実施状況について、詳細に監査調書への記載を求めていく。

―バス送迎に係る県独自の指針について

知事　国が示す保育指針等においては、車両送迎に係る安全管理の規定はない。

車両送迎に係る県独自の指針を作成し、本日公表することとしている。

その主な内容としては、①送迎時は運転手以外に添乗員を１名以上配置すること、②乗降確認や降車後の園への児童の引渡しについて具体的手順を定めること等を盛り込んでいる。県内すべての保育所に対し、この指針に沿った車両運行を行うよう周知徹底していく。

―保育所と幼稚園に対する今後の指導監督について

知事　今回作成した指針は、幼稚園での対策にも有効であると考えており、今後新たに、その内容をすべての園に周知するとともに、本指針の基準に満たない園や出欠確認などの業務に改善の余地がある園に対しては、これまでになかった現地での状況確認をはじめ指導を徹底していく。